

(1) 漁業権に関する事項

①共同漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件	
共第1号	加賀市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度17分43秒6、東経136度14分38秒7 イ 北緯36度17分44秒0、東経136度14分36秒6 ウ 北緯36度18分23秒8、東経136度13分44秒2 エ 北緯36度21分48秒4、東経136度16分46秒5 オ 北緯36度23分42秒8、東経136度21分31秒1 カ 北緯36度22分58秒9、東経136度22分21秒0	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	加賀市塩屋町、片野町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町、篠原新町、伊切町、新保町、美岬町、大聖寺瀬越町、吉崎町及び大聖寺上木町	塩屋港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				あさり漁業	1/1～12/31			
				はまぐり漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				てんぐさ漁業	1/1～12/31			
				もずく漁業	1/1～12/31			
				くろも漁業	1/1～12/31			
				あかもく漁業	1/1～12/31			
			かじめ漁業	1/1～12/31				
うに漁業	1/1～12/31							
なまこ漁業	1/1～12/31							
たこ漁業	1/1～12/31							
第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31						
	雑魚小型定置漁業	3/1～10/31						
	いか・かにかご漁業	1/1～12/31						
第3種	雑魚地びき網漁業	1/1～12/31						
共第2号	小松市、能美市、白山市及び金沢市地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度22分58秒9、東経136度22分21秒0 イ 北緯36度23分42秒8、東経136度21分31秒1 ウ 北緯36度28分54秒3、東経136度26分57秒7 エ 北緯36度35分38秒0、東経136度33分19秒0 オ 北緯36度34分58秒5、東経136度34分31秒6	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	小松市日末町、安宅新町、安宅町、草野町、浜佐美本町及び浮柳町、能美市吉原釜屋町及び浜町、白山市湊町、平加町、蓮池町、鹿島町、石立町、松本町、小川町、徳光町、相川町、相川新町、村井新町、倉部町及び八田町並びに金沢市打木町及び下安原町	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				あさり漁業	1/1～12/31			
				はまぐり漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				あおのり漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				くろも漁業	1/1～12/31			
				うみぞうめん漁業	1/1～12/31			

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	関係地区	条件
				なまこ漁業	1/1～12/31			
				たこ漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	3/1～11/30			
				雑魚叩き網漁業	3/1～8/31			
				いか・かにかご漁業	1/1～12/31			
				あなごかご漁業	1/1～12/31			
			第3種	雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第3号	金沢市、河北郡内灘町、かほく市地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域から、カからケまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域、コからテまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域並びにトからハマまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 ア 北緯36度34分58秒5、東経136度34分31秒6 イ 北緯36度35分41秒6、東経136度33分12秒4 ウ 北緯36度42分33秒3、東経136度38分57秒7 エ 北緯36度45分35秒0、東経136度40分55秒4 オ 北緯36度45分08秒0、東経136度42分10秒8 カ 北緯36度35分33秒9、東経136度34分49秒5 キ 北緯36度35分37秒7、東経136度34分42秒5 ク 北緯36度35分52秒2、東経136度34分54秒7 ケ 北緯36度35分47秒6、東経136度35分03秒0 コ 北緯36度36分21秒9、東経136度35分31秒7 サ 北緯36度36分34秒8、東経136度35分10秒6 シ 北緯36度37分19秒4、東経136度35分52秒6 ス 北緯36度37分23秒2、東経136度35分50秒0 セ 北緯36度38分59秒8、東経136度35分58秒6	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	金沢市専光寺町、佐奇森町、普正寺町、金石東、金石西、金石北、金石本町、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町、金石新町、金石今町、金石海禅寺町、金石下寺町、金石上浜町、金石浜町、金石松前町、金石御船町、金石上越前町、金石相生町、大野町及び栗ヶ崎町、河北郡内灘町並びにかほく市大崎、白尾、外日角、秋浜、浜北、遠塚、松浜及び木津	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				あさり漁業	1/1～12/31			
				はまぐり漁業	1/1～12/31			
				べにざらがい漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				うみぞうめん漁業	1/1～12/31			
				なまこ漁業	1/1～12/31			
				たこ漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	1/1～12/31			
				いか・かにかご漁業	1/1～12/31			
				あなごかご漁業	3/1～10/31			
			第3種	雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		ソ 北緯36度39分21秒1、東経136度36分16秒4 タ 北緯36度38分43秒8、東経136度36分13秒2 チ 北緯36度38分22秒3、東経136度36分49秒0 ツ 北緯36度38分22秒5、東経136度36分49秒8 テ 北緯36度38分07秒9、東経136度37分13秒8 ト 北緯36度39分40秒6、東経136度38分23秒7 ナ 北緯36度39分45秒1、東経136度38分15秒4 ニ 北緯36度40分03秒1、東経136度38分17秒9 ヌ 北緯36度40分18秒3、東経136度38分29秒5 ネ 北緯36度40分39秒5、東経136度38分58秒7 ノ 北緯36度40分53秒2、東経136度39分09秒7 ハ 北緯36度40分48秒6、東経136度39分18秒1						
共第4号	かほく市及び羽咋郡宝達志水町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度45分08秒0、東経136度42分10秒8 イ 北緯36度45分35秒0、東経136度40分55秒4 ウ 北緯36度50分46秒1、東経136度43分40秒7 エ 北緯36度52分15秒3、東経136度44分10秒1 オ 北緯36度52分01秒2、東経136度45分32秒6	第1種	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 べにざらがい漁業 ばいがい漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	かほく市高松、中沼及び二ツ屋並びに羽咋郡宝達志水町	なし
			第2種	雑魚刺し網漁業 いか・かにかご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種	雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第5号	羽咋市及び羽咋郡志賀町地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域から、クからサまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域を除いた区域 ア 北緯36度52分01秒2、東経136度45分32秒6	第1種	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 べにざらがい漁業 ばいがい漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	羽咋市新保町、粟生町、千里浜町、釜屋町、寺家町、一ノ宮町、滝町及び柴垣町並びに羽咋郡志賀町大島、長沢、甘田、高浜町、川尻、町、安部屋、上野、大津、小浦、百浦及び赤住	滝港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		イ 北緯36度52分15秒3、東経136度44分10秒1 ウ 北緯36度56分50秒3、東経136度42分45秒7 エ 北緯37度00分39秒4、東経136度43分46秒8 オ 北緯37度03分01秒3、東経136度42分36秒1 カ 北緯37度03分45秒8、東経136度42分30秒1 キ 北緯37度03分50秒8、東経136度43分21秒1 ク 北緯37度03分26秒0、東経136度43分23秒3 ケ 北緯37度03分24秒5、東経136度42分58秒0 コ 北緯37度03分46秒6、東経136度42分56秒1 サ 北緯37度03分49秒1、東経136度43分21秒0	わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 いか・かにかご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第6号	羽咋郡志賀町地先	次のアからソまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分50秒8、東経136度43分21秒1 イ 北緯37度03分45秒1、東経136度42分22秒9 ウ 北緯37度04分33秒1、東経136度42分08秒7 エ 北緯37度04分59秒8、東経136度42分16秒1 オ 北緯37度05分29秒1、東経136度42分25秒4 カ 北緯37度07分30秒2、東経136度42分55秒0 キ 北緯37度08分08秒8、東経136度42分19秒4 ク 北緯37度07分46秒3、東経136度41分59秒7 ケ 北緯37度07分40秒5、東経136度40分54秒4 コ 北緯37度07分41秒8、東経136度40分18秒8 サ 北緯37度07分58秒2、東経136度39分54秒2 シ 北緯37度08分58秒0、東経136度39分27秒2	第1種 あわび漁業 さぎえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 いぎす漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	羽咋郡志賀町福浦港、富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、相神、中浜、酒見、西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、西海久喜、赤崎、鹿頭、笹波、前浜及び深谷	福浦港水域施設内では第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		ス 北緯37度09分17秒9、東経136度39分38秒1 セ 北緯37度13分03秒9、東経136度39分40秒7 ソ 北緯37度13分11秒4、東経136度41分46秒1	第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 いか・かにかご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第7号	輪島市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域並びにキとク及びケとコの両直線間において最大高潮時海岸線から550メートル以内の区域 ア 北緯37度13分11秒4、東経136度41分46秒1 イ 北緯37度13分03秒9、東経136度39分40秒7 ウ 北緯37度14分45秒8、東経136度41分12秒8 エ 北緯37度15分55秒5、東経136度42分43秒7 オ 北緯37度16分57秒5、東経136度43分19秒7 カ 北緯37度17分16秒4、東経136度43分17秒2 キ 北緯37度18分09秒7、東経136度43分17秒9 ク 北緯37度18分26秒9、東経136度43分26秒2 ケ 北緯37度22分23秒6、東経136度46分19秒9 コ 北緯37度22分10秒8、東経136度46分37秒8	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市門前町劔地、門前町大泊、門前町腰細、門前町赤神、門前町藤浜、門前町池田、門前町北川、門前町千代、門前町黒島町、門前町鹿磯、門前町深見、門前町吉浦、門前町五十州、門前町皆月及び門前町樽見	なし
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 いか・かにかご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第8号	輪島市地先	次のアとイ及びウとエの両直線間において最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域並びにエからクまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度22分10秒8、東経136度46分37秒8 イ 北緯37度22分35秒6、東経136度46分03秒3 ウ 北緯37度26分50秒8、東経137度01分54秒1 エ 北緯37度26分19秒5、東経137度02分17秒2 オ 北緯37度27分10秒9、東経137度01分39秒3 カ 北緯37度27分40秒3、東経137度03分45秒8	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市上大沢町、大沢町、赤崎町、下山町、小池町、鶴入町、光浦町、輪島崎町、海士町、鳳至町、河井町、塚田町、稲舟町、大野町、惣領町、深見町、白米町、野田町、名舟町、尊利地町、町野町大川、町野町西時国及び町野町曾々木	輪島港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		キ 北緯37度28分38秒5、東経137度04分42秒8 ク 北緯37度27分56秒9、東経137度05分10秒2	いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業 いか・かにかご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～11/30 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第9号	輪島市舳倉島地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度48分36秒7、東経136度54分04秒0 イ 北緯37度50分13秒7、東経136度52分09秒2 ウ 北緯37度52分09秒4、東経136度55分24秒9 エ 北緯37度51分20秒1、東経136度56分35秒2	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	関係地区	条件
				えむし漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	1/1～12/31			
				雑魚叩き網漁業	3/1～11/30			
共第10号	輪島市御厨島、烏帽子島及び荒三子島地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度35分48秒5、東経136度51分46秒7 イ 北緯37度35分23秒2、東経136度50分52秒9 ウ 北緯37度34分59秒0、東経136度51分00秒2 エ 北緯37度34分47秒0、東経136度51分54秒1 オ 北緯37度35分07秒7、東経136度52分53秒3 カ 北緯37度35分22秒2、東経136度52分57秒2 キ 北緯37度35分31秒9、東経136度52分41秒1	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				あおのり漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				えご漁業	1/1～12/31			
				てんぐさ漁業	1/1～12/31			
				もずく漁業	1/1～12/31			
				くろも漁業	1/1～12/31			
				いぎす漁業	1/1～12/31			
				あかもく漁業	1/1～12/31			
				ほんだわら漁業	1/1～12/31			
				かじめ漁業	1/1～12/31			
				うみぞうめん漁業	1/1～12/31			
				うに漁業	1/1～12/31			
				なまこ漁業	1/1～12/31			
				たこ漁業	1/1～12/31			
				えむし漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	1/1～12/31			
				雑魚叩き網漁業	3/1～11/30			
共第11号	輪島市大島及び竜島地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度37分05秒8、東経136度53分43秒0 イ 北緯37度37分14秒6、東経136度53分01秒7 ウ 北緯37度37分04秒9、東経	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		136度52分48秒8 エ 北緯37度36分49秒8、東経136度52分50秒9 オ 北緯37度36分18秒4、東経136度53分58秒1 カ 北緯37度36分24秒2、東経136度54分27秒3 キ 北緯37度36分41秒8、東経136度54分26秒2	あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 くろも漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～11/30			
共第12号	珠洲市高屋町 沖合（嫁礁）	次のアからコまでの各点を順次結んだ線及びコとの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度40分13秒3、東経137度12分56秒7 イ 北緯37度40分07秒7、東経137度12分34秒5 ウ 北緯37度39分52秒4、東経137度12分13秒6 エ 北緯37度39分40秒8、東経137度12分03秒3 オ 北緯37度40分01秒5、東経137度11分39秒3 カ 北緯37度40分10秒4、東経137度11分48秒2 キ 北緯37度40分23秒6、東経137度12分11秒9 ク 北緯37度40分54秒6、東経137度12分11秒9 ケ 北緯37度40分57秒3、東経137度12分31秒7 コ 北緯37度40分35秒0、東経137度12分50秒6	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 いがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 なまこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	輪島市海士町、鳳至町鳳至丁、鳳至町石浦町、鳳至町下町及び鳳至町上町並びに珠洲市高屋町	なし
			第2種 雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件	
共第13号	珠洲市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域並びにカとキ及びクとケの両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域 ア 北緯37度27分56秒9、東経137度05分10秒2 イ 北緯37度28分34秒2、東経137度04分45秒7 ウ 北緯37度29分12秒7、東経137度05分23秒2 エ 北緯37度30分07秒4、東経137度07分01秒5 オ 北緯37度30分32秒5、東経137度08分20秒3 カ 北緯37度30分42秒0、東経137度09分36秒0 キ 北緯37度30分07秒3、東経137度09分46秒4 ク 北緯37度32分18秒7、東経137度15分10秒9 ケ 北緯37度31分44秒5、東経137度15分23秒6	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市真浦町、仁江町、清水町、片岩町、大谷町、長橋町、馬蝶町、石神町、笹波町及び高屋町	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				ばいがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				あおのり漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				えご漁業	1/1～12/31			
				てんぐさ漁業	1/1～12/31			
				もずく漁業	1/1～12/31			
				あかもく漁業	1/1～12/31			
				ほんだわら漁業	1/1～12/31			
				かじめ漁業	1/1～12/31			
				うみぞうめん漁業	1/1～12/31			
				うに漁業	1/1～12/31			
				なまこ漁業	1/1～12/31			
				たこ漁業	1/1～12/31			
				えむし漁業	1/1～12/31			
			第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
				雑魚小型定置漁業	1/1～12/31			
				雑魚叩き網漁業	3/1～11/30			
				いか・かにかご漁業	5/1～6/30			
共第14号	珠洲市地先	次のアとイ及びウとエの両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域 ア 北緯37度31分44秒5、東経137度15分23秒6 イ 北緯37度32分18秒7、東経137度15分10秒9 ウ 北緯37度32分13秒7、東経137度17分33秒4 エ 北緯37度31分36秒8、東経137度17分39秒0	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市折戸町	なし
				さざえ漁業	1/1～12/31			
				かき漁業	1/1～12/31			
				いがい漁業	1/1～12/31			
				わかめ漁業	1/1～12/31			
				あおのり漁業	1/1～12/31			
				いわのり漁業	1/1～12/31			
				えご漁業	1/1～12/31			
				てんぐさ漁業	1/1～12/31			
				もずく漁業	1/1～12/31			
				あかもく漁業	1/1～12/31			

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
			ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～11/30			
共第15号	珠洲市地先	次のアとイ及びウとエの両直線間において最大高潮時海岸線から1,090メートル以内の区域 ア 北緯37度31分36秒8、東経137度17分39秒0 イ 北緯37度32分13秒7、東経137度17分33秒4 ウ 北緯37度31分13秒7、東経137度20分58秒5 エ 北緯37度30分58秒7、東経137度20分18秒2	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 いがい漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市川浦町及び狼煙町	なし
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～11/30			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第16号	珠洲市地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域	第1種 あわび漁業 さざえ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市三崎町寺家、三崎町栗津及び三崎町森腰	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		ア 北緯37度30分58秒7、東経137度20分18秒2 イ 北緯37度31分23秒5、東経137度21分24秒5 ウ 北緯37度30分21秒0、東経137度22分13秒7 エ 北緯37度28分57秒3、東経137度21分27秒6 オ 北緯37度28分32秒5、東経137度20分37秒5	かき漁業 いがい漁業 はまぐり漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うみぞうめん漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 3/1～11/30			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第17号	珠洲市地先	次のアからケまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度28分32秒5、東経137度20分37秒5 イ 北緯37度28分57秒3、東経137度21分27秒6 ウ 北緯37度28分13秒6、東経137度22分12秒7 エ 北緯37度27分38秒5、東経137度22分14秒4 オ 北緯37度26分33秒4、東経137度21分44秒2 カ 北緯37度26分07秒1、東経137度21分02秒1 キ 北緯37度25分47秒2、東経137度18分18秒7 ク 北緯37度25分19秒5、東経	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 いわのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市三崎町宇治、三崎町引砂、三崎町高波、三崎町伏見、三崎町小泊、三崎町雲津、蛸島町、正院町川尻及び正院町正院	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		137度17分41秒0 ケ 北緯37度26分32秒3、東経 137度17分13秒0	かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第18号	珠洲市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度26分32秒3、東経137度17分13秒0 イ 北緯37度25分19秒5、東経137度17分41秒0 ウ 北緯37度24分35秒5、東経137度16分31秒6 エ 北緯37度24分40秒2、東経137度14分41秒9	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市熊谷町、野々江町、飯田町、上戸町北方、上戸町寺社及び上戸町南方	飯田港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第19号	珠洲市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度24分40秒2、東経137度14分41秒9 イ 北緯37度24分35秒5、東経137度16分31秒6 ウ 北緯37度23分49秒6、東経137度17分00秒5	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	珠洲市宝立町鵜飼、宝立町春日野、宝立町鵜島、宝立町南黒丸及び宝立町宗玄	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		エ 北緯37度23分05秒6、東経137度16分24秒4 オ 北緯37度22分12秒1、東経137度16分31秒4 カ 北緯37度22分23秒9、東経137度14分20秒4	てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かじめ漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第20号	鳳珠郡能登町地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度22分23秒9、東経137度14分20秒4 イ 北緯37度22分12秒1、東経137度16分31秒4 ウ 北緯37度21分25秒9、東経137度16分33秒7 エ 北緯37度19分30秒3、東経137度16分28秒3 オ 北緯37度18分01秒2、東経137度15分06秒4 カ 北緯37度18分26秒0、東経137度14分47秒1	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 ばいがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	鳳珠郡能登町字恋路、字松波、字布浦、字九里川尻、字四方山、字立壁、字白丸、字内浦長尾及び字新保	なし
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
			第3種 雑魚地びき網漁業	1/1～12/31			
共第21号	鳳珠郡能登町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度18分26秒0、東経137度14分47秒1 イ 北緯37度18分01秒2、東経	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	鳳珠郡能登町字越坂、字市之瀬及び字小木	小木港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		137度15分06秒4 ウ 北緯37度17分26秒0、東経 137度14分16秒7 エ 北緯37度17分24秒8、東経 137度13分10秒9 オ 北緯37度17分51秒7、東経 137度12分56秒6	えご漁業 もずく漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第22号	鳳珠郡能登町 地先	次のアからカまでの各点を順 次結んだ線と最大高潮時海岸 線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分51秒7、東経 137度12分56秒6 イ 北緯37度17分24秒8、東経 137度13分10秒9 ウ 北緯37度17分29秒6、東経 137度12分33秒9 エ 北緯37度17分46秒0、東経 137度12分25秒2 オ 北緯37度17分45秒2、東経 137度12分18秒7 カ 北緯37度18分06秒2、東経 137度12分31秒0	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	鳳珠郡能登町字姫	なし
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第23号	鳳珠郡能登町 地先	次のアからシまでの各点を順 次結んだ線と最大高潮時海岸 線により囲まれた区域 ア 北緯37度18分06秒2、東経 137度12分31秒0 イ 北緯37度17分45秒2、東経 137度12分18秒7 ウ 北緯37度17分46秒0、東経 137度12分25秒2 エ 北緯37度17分29秒6、東経 137度12分33秒9 オ 北緯37度17分33秒6、東経 137度11分53秒0 カ 北緯37度17分32秒2、東経 137度11分01秒6 キ 北緯37度17分30秒2、東経 137度10分14秒7 ク 北緯37度17分30秒9、東経	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	鳳珠郡能登町字真脇、字小 浦、字羽根、字宇出津、字藤 波、字波並、字矢波、字七見 及び字鵜川	宇出津港水域施設内で第 2種共同漁業を操業して はならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		137度09分02秒0 ケ 北緯37度16分29秒8、東経 137度06分52秒5 コ 北緯37度15分13秒9、東経 137度05分58秒4 サ 北緯37度14分25秒4、東経 137度05分25秒0 シ 北緯37度14分53秒5、東経 137度04分59秒6	第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第24号	鳳珠郡穴水町 地先	次のアからオまでの各点を順 次結んだ線と最大高潮時海岸 線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分53秒5、東経 137度04分59秒6 イ 北緯37度14分25秒4、東経 137度05分25秒0 ウ 北緯37度12分49秒3、東経 137度04分38秒0 エ 北緯37度11分59秒3、東経 137度03分25秒4 オ 北緯37度12分22秒3、東経 137度02分25秒1	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 わかめ漁業 あおのり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	鳳珠郡穴水町字竹太、字古 君、字宇加川、字前波及び字 沖波	なし
共第25号	鳳珠郡穴水町 地先	次のアからスまでの各点を順 次結んだ線と最大高潮時海岸 線により囲まれた区域 ア 北緯37度12分22秒3、東経 137度02分25秒1 イ 北緯37度11分59秒3、東経 137度03分25秒4 ウ 北緯37度11分40秒4、東経 137度02分23秒6 エ 北緯37度11分21秒9、東経 137度02分03秒5 オ 北緯37度11分00秒2、東経 137度01分47秒4 カ 北緯37度10分40秒6、東経 137度00分34秒1 キ 北緯37度11分21秒7、東経 136度59分43秒0 ク 北緯37度11分37秒2、東経 136度58分53秒7 ケ 北緯37度11分52秒2、東経 136度57分50秒3	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あこやがい漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和 15年8月31日まで	鳳珠郡穴水町字甲、字曾良、 字鹿波、字岩車、字川尻、字 比良、字中居、字中居南、字 表ヶ浦、字内浦、字川島、 字大町、字鶴島、字乙ヶ崎、 字新崎、字志ヶ浦、字根木、 字鹿島及び字曾福	穴水港水域施設内で第2 種共同漁業を操業しては ならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		コ 北緯37度11分37秒7、東経136度56分46秒1 サ 北緯37度10分18秒6、東経136度55分08秒3 シ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7 ス 北緯37度10分07秒0、東経136度53分22秒9	第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第26号	鳳珠郡穴水町及び七尾市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点を結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度11分36秒1、東経137度03分01秒6 イ 北緯37度11分59秒6、東経137度03分47秒3 ウ 北緯37度10分44秒9、東経137度04分56秒9 エ 北緯37度10分19秒6、東経137度04分16秒2	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	鳳珠郡穴水町字沖波、字甲、字曾良及び字鹿波並びに七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町及び能登島鯨目町	なし
共第27号	七尾市地先	次のアからシまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度10分07秒0、東経136度53分22秒9 イ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7 ウ 北緯37度09分39秒5、東経136度53分59秒2 エ 北緯37度09分06秒0、東経136度53分42秒0 オ 北緯37度08分48秒0、東経136度53分52秒8 カ 北緯37度08分18秒9、東経136度54分05秒7 キ 北緯37度08分05秒2、東経136度54分12秒3 ク 北緯37度07分46秒1、東経136度54分12秒7 ケ 北緯37度06分55秒1、東経136度54分49秒1	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あこやがい漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 なまこ漁業 たこ漁業 第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚竇建漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市中島町外、中島町小牧、中島町深浦、中島町長浦、中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田、中島町河崎、中島町奥吉田、中島町筆染、中島町笠師、中島町塩津、大津町、深見町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		コ 北緯37度06分09秒9、東経136度54分48秒4 サ 北緯37度05分40秒7、東経136度53分47秒9 シ 北緯37度04分59秒9、東経136度54分13秒3						
共第28号	七尾市地先	次のアからツまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度04分59秒9、東経136度54分13秒3 イ 北緯37度05分40秒7、東経136度53分47秒9 ウ 北緯37度06分09秒9、東経136度54分48秒4 エ 北緯37度05分48秒2、東経136度55分37秒0 オ 北緯37度05分13秒6、東経136度56分32秒0 カ 北緯37度05分00秒2、東経136度56分53秒5 キ 北緯37度04分50秒4、東経136度57分32秒0 ク 北緯37度04分37秒8、東経136度58分31秒4 ケ 北緯37度04分38秒7、東経136度58分57秒0 コ 北緯37度05分30秒5、東経136度59分41秒8 サ 北緯37度05分36秒7、東経136度59分48秒2 シ 北緯37度05分45秒4、東経137度00分02秒1 ス 北緯37度05分50秒2、東経137度00分09秒1 セ 北緯37度06分23秒8、東経137度00分49秒1 ソ 北緯37度06分26秒1、東経137度00分57秒3 タ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 チ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 ツ 北緯37度06分11秒0、東経137度02分06秒1	第1種	あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市奥原町、和倉町、石崎町、祖浜町、新保町、松百町、津向町、矢田町、矢田新町、大田町 及び三室町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
			第2種	雑魚刺し網漁業 雑魚叩き網漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第29号	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域	第1種	あわび漁業 さざえ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市能登島祖母ヶ浦町、能登島八ヶ崎町、能登島鰻目町、能登島長崎町及び能登島	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		ア 北緯37度08分39秒4、東経137度01分00秒0 イ 北緯37度10分19秒1、東経137度00分44秒8 ウ 北緯37度10分31秒5、東経137度01分47秒9 エ 北緯37度10分43秒0、東経137度03分10秒0 オ 北緯37度09分04秒1、東経137度04分28秒1 カ 北緯37度08分09秒3、東経137度03分58秒1 キ 北緯37度08分26秒0、東経137度02分28秒3	かき漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31		小浦町	
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第30号	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分26秒0、東経137度02分28秒3 イ 北緯37度08分09秒3、東経137度03分58秒1 ウ 北緯37度07分00秒3、東経137度04分35秒6 エ 北緯37度06分56秒0、東経137度03分59秒3 オ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 カ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 キ 北緯37度06分50秒9、東経137度01分06秒4	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 はまぐり漁業 わかめ漁業 えご漁業 てんぐさ漁業 もずく漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市能登島野崎町及び能登島日出ヶ島町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			
共第31号	七尾市地先	次のアからヒまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分50秒9、東経137度01分06秒4 イ 北緯37度06分31秒5、東経137度01分18秒8 ウ 北緯37度06分26秒1、東経137度00分57秒3	第1種 あわび漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 うちむらさきがい漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市能登島二穴町、能登島久美町、能登島佐波町、能登島須曾町、能登島半浦町、能登島通町、能登島田尻町、能登島久木町、能登島百万石町、能登島閨町、能登島無関町、能登島南町、能登島曲町及び能登島向田町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		エ 北緯37度06分23秒8、東経137度00分49秒1	わかめ漁業	1/1～12/31			
		オ 北緯37度05分50秒2、東経137度00分09秒1	えご漁業	1/1～12/31			
		カ 北緯37度05分45秒4、東経137度00分02秒1	てんぐさ漁業	1/1～12/31			
		キ 北緯37度05分36秒7、東経136度59分48秒2	もずく漁業	1/1～12/31			
		ク 北緯37度05分30秒5、東経136度59分41秒8	あかもく漁業	1/1～12/31			
		ケ 北緯37度04分38秒7、東経136度58分57秒0	ほんだわら漁業	1/1～12/31			
		コ 北緯37度04分37秒8、東経136度58分31秒4	うに漁業	1/1～12/31			
		サ 北緯37度04分50秒4、東経136度57分32秒0	なまこ漁業	1/1～12/31			
		シ 北緯37度05分00秒2、東経136度56分53秒5	たこ漁業	1/1～12/31			
		ス 北緯37度05分13秒6、東経136度56分32秒0	えむし漁業	1/1～12/31			
		セ 北緯37度05分48秒2、東経136度55分37秒0	第2種 雑魚刺し網漁業	1/1～12/31			
		ソ 北緯37度07分46秒1、東経136度54分12秒7					
		タ 北緯37度08分05秒2、東経136度54分12秒3					
		チ 北緯37度08分18秒9、東経136度54分05秒7					
		ツ 北緯37度08分48秒0、東経136度53分52秒8					
		テ 北緯37度09分06秒0、東経136度53分42秒0					
		ト 北緯37度09分39秒5、東経136度53分59秒2					
		ナ 北緯37度09分48秒6、東経136度54分12秒7					
		ニ 北緯37度09分48秒4、東経136度55分24秒7					
		ヌ 北緯37度09分22秒8、東経136度56分54秒3					
		ネ 北緯37度09分20秒9、東経136度57分08秒2					
		ノ 北緯37度09分59秒8、東経136度59分12秒8					
		ハ 北緯37度10分19秒1、東経137度00分44秒8					
		ヒ 北緯37度08分39秒4、東経137度01分00秒0					

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	関係地区	条件						
共第32号	七尾市地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分11秒0、東経137度02分06秒1 イ 北緯37度06分41秒7、東経137度02分06秒1 ウ 北緯37度06分56秒0、東経137度03分59秒3 エ 北緯37度05分18秒5、東経137度04分53秒3 オ 北緯37度03分48秒4、東経137度03分41秒1 カ 北緯37度01分24秒2、東経137度03分47秒8 キ 北緯37度01分19秒7、東経137度03分03秒6	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市鶴浦町、大野木町、江泊町及び庵町	七尾港水域施設内で第2種共同漁業を操業してはならない。						
				さざえ漁業	1/1～12/31									
				かき漁業	1/1～12/31									
				わかめ漁業	1/1～12/31									
				あおのり漁業	1/1～12/31									
				えご漁業	1/1～12/31									
				てんぐさ漁業	1/1～12/31									
				もずく漁業	1/1～12/31									
				いぎす漁業	1/1～12/31									
				あかもく漁業	1/1～12/31									
				ほんだわら漁業	1/1～12/31									
				うに漁業	1/1～12/31									
				なまこ漁業	1/1～12/31									
				たこ漁業	1/1～12/31									
	えむし漁業	1/1～12/31												
	第2種	雑魚刺し網漁業	1/1～12/31											
	雑魚小型定置漁業	1/1～12/31												
共第33号	七尾市地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度01分19秒7、東経137度03分03秒6 イ 北緯37度01分24秒2、東経137度03分47秒8 ウ 北緯36度59分43秒5、東経137度03分49秒4 エ 北緯36度59分39秒9、東経137度03分12秒5	第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市佐々波町	なし						
				さざえ漁業	1/1～12/31									
				かき漁業	1/1～12/31									
				わかめ漁業	1/1～12/31									
				てんぐさ漁業	1/1～12/31									
				もずく漁業	1/1～12/31									
				うに漁業	1/1～12/31									
				なまこ漁業	1/1～12/31									
				たこ漁業	1/1～12/31									
				第2種	雑魚刺し網漁業				1/1～12/31					
				雑魚小型定置漁業	1/1～12/31									
			共第34号	七尾市地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯36度59分39秒9、東経137度03分12秒5 イ 北緯36度59分43秒5、東経137度03分49秒4 ウ 北緯36度58分13秒7、東経137度03分57秒7				第1種	あわび漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	七尾市黒崎町、東浜町及び大泊町	なし
										さざえ漁業	1/1～12/31			
										かき漁業	1/1～12/31			
	わかめ漁業	1/1～12/31												
	あおのり漁業	1/1～12/31												
	えご漁業	1/1～12/31												

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	関係地区	条件
		エ 北緯36度57分19秒5、東経137度03分37秒2 オ 北緯36度57分34秒0、東経137度03分14秒1 カ 北緯36度57分33秒0、東経137度03分06秒1	てんぐさ漁業 もずく漁業 いぎす漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 うに漁業 なまこ漁業 たこ漁業 えむし漁業	1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31 1/1～12/31			
			第2種 雑魚刺し網漁業 雑魚小型定置漁業	1/1～12/31 1/1～12/31			

②区画漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第1号	加賀市小塩町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度21分25秒7、東経136度18分59秒9の点 イ 北緯36度21分25秒6、東経136度19分03秒7の点 ウ 北緯36度21分24秒2、東経136度19分04秒5の点 エ 北緯36度21分24秒3、東経136度18分59秒8の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	加賀市塩屋町、黒崎町、橋立町、小塩町、田尻町、塩浜町、篠原町及び伊切町	なし
区第2号	羽咋郡志賀町 富来生神地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分57秒0、東経136度43分10秒2の点 イ 北緯37度05分56秒3、東経136度43分02秒2の点 ウ 北緯37度06分15秒6、東経136度42分59秒5の点 エ 北緯37度06分16秒3、東経136度43分07秒6の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見	なし
区第3号	羽咋郡志賀町 富来領家町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒2、東経136度43分10秒4の点 イ 北緯37度07分38秒1、東経136度43分02秒4の点 ウ 北緯37度07分57秒5、東経136度43分05秒8の点 エ 北緯37度07分56秒6、東経136度43分13秒6の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見	なし
区第4号	羽咋郡志賀町 酒見地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分12秒8、東経136度42分48秒3の点 イ 北緯37度08分05秒6、東経136度42分46秒1の点 ウ 北緯37度08分22秒0、東経136度42分16秒9の点 エ 北緯37度08分27秒4、東経136度42分21秒2の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽咋郡志賀町富来牛下、富来生神、富来七海、富来地頭町、富来領家町、里本江、中浜、相神及び酒見	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第5号	羽咋郡志賀町 西海風戸地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分21秒5、東経136度41分59秒8の点 イ 北緯37度08分21秒2、東経136度42分00秒1の点 ウ 北緯37度08分26秒5、東経136度42分04秒1の点 エ 北緯37度08分26秒8、東経136度42分03秒5の点	第1種 わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし
区第6号	羽咋郡志賀町 西海風戸地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分30秒8、東経136度41分58秒4の点 イ 北緯37度08分22秒5、東経136度41分53秒5の点 ウ 北緯37度08分20秒4、東経136度41分59秒9の点 エ 北緯37度08分28秒6、東経136度42分05秒3の点	第1種 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜	なし
区第7号	羽咋郡志賀町 西海風無地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分58秒7、東経136度42分18秒1の点 イ 北緯37度07分43秒3、東経136度42分29秒7の点 ウ 北緯37度07分30秒4、東経136度42分03秒1の点 エ 北緯37度07分45秒6、東経136度41分50秒7の点	第1種 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	羽咋郡志賀町西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜	なし
区第8号	珠州市狼煙町 地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度31分15秒0、東経137度20分18秒9の点 イ 北緯37度31分25秒3、東経137度20分27秒8の点 ウ 北緯37度31分25秒7、東経137度20分37秒0の点 エ 北緯37度31分17秒9、東経137度20分48秒0の点 オ 北緯37度31分05秒9、東経137度20分33秒8の点	第1種 わかめ養殖業	10/1～4/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	珠州市狼煙町	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第9号	珠洲市三崎町 寺家地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度29分34秒1、東経137度21分31秒9の点 イ 北緯37度29分29秒1、東経137度21分47秒0の点 ウ 北緯37度29分11秒0、東経137度21分37秒8の点 エ 北緯37度29分16秒1、東経137度21分22秒7の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～4/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	珠洲市三崎町寺家、三崎町粟津及び三崎町森腰	なし
区第10号	珠洲市熊谷町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度26分21秒3、東経137度17分16秒3の点 イ 北緯37度26分13秒2、東経137度17分15秒0の点 ウ 北緯37度26分10秒2、東経137度16分55秒8の点 エ 北緯37度26分18秒0、東経137度16分58秒2の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	珠洲市熊谷町、野々江町、飯田町、上戸町寺社、上戸町北方及び上戸町南方	なし
区第11号	珠洲市宝立町 春日野地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度24分34秒4、東経137度14分58秒2の点 イ 北緯37度24分33秒7、東経137度15分23秒0の点 ウ 北緯37度24分24秒7、東経137度15分23秒0の点 エ 北緯37度24分24秒7、東経137度14分57秒6の点	第1種	わかめ・こんぶ養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	珠洲市宝立町春日野及び宝立町鵜飼	なし
区第12号	珠洲市宝立町 鵜島地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度23分07秒4、東経137度14分44秒9の点 イ 北緯37度23分07秒4、東経137度15分08秒3の点 ウ 北緯37度22分55秒7、東経137度15分08秒9の点 エ 北緯37度22分56秒6、東経137度14分45秒4の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～4/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	珠洲市宝立町春日野、宝立町鵜飼、宝立町南黒丸、宝立町鵜島及び宝立町宗玄	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第13号	鳳珠郡能登町 字小木地先	次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクとの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度18分24秒1、東経137度14分01秒2の点 イ 北緯37度18分25秒1、東経137度14分02秒7の点 ウ 北緯37度18分25秒7、東経137度14分01秒7の点 エ 北緯37度18分26秒3、東経137度14分02秒5の点 オ 北緯37度18分23秒0、東経137度14分07秒0の点 カ 北緯37度18分22秒5、東経137度14分06秒1の点 キ 北緯37度18分24秒5、東経137度14分03秒4の点 ク 北緯37度18分23秒5、東経137度14分02秒0の点	第1種 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡能登町字小木及び字越坂	なし
区第14号	鳳珠郡穴水町 字岩車地先	次のアの点とイの点を結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度12分14秒9、東経136度58分00秒1の点 イ 北緯37度12分13秒7、東経136度58分08秒8の点	第1種 かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字岩車	なし
区第15号	鳳珠郡穴水町 字岩車、字中居及び字中居南地先	次のアの点とイの点を結んだ線、ウの点とエの点を結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分27秒8、東経136度56分34秒8の点 (通称：神明ヶ鼻) イ 北緯37度13分00秒3、東経136度56分44秒8の点 (通称：野々木鼻) ウ 北緯37度13分44秒9、東経136度57分25秒1の点 エ 北緯37度14分02秒6、東経136度57分08秒7の点	第1種 かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字岩車、字川尻、字比良、字中居及び字中居南	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第16号	鳳珠郡穴水町 字中居南地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分28秒6、東経136度56分39秒4の点 イ 北緯37度13分32秒2、東経136度56分41秒7の点 ウ 北緯37度13分31秒9、東経136度56分43秒6の点 エ 北緯37度13分28秒2、東経136度56分41秒9の点	第1種 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字比良、字中居及び字中居南	なし
区第17号	鳳珠郡穴水町 字麦ヶ浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分30秒0、東経136度55分51秒6の点 イ 北緯37度13分35秒9、東経136度56分00秒1の点 ウ 北緯37度13分28秒5、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分33秒6、東経136度56分15秒8の点	第1種 かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦	なし
区第18号	鳳珠郡穴水町 字中居南地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分34秒0、東経136度56分04秒7の点 イ 北緯37度13分32秒7、東経136度56分07秒3の点 ウ 北緯37度13分33秒7、東経136度56分08秒8の点 エ 北緯37度13分35秒5、東経136度56分05秒9の点	第1種 とりがい垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字中居南、字麦ヶ浦及び内浦	なし
区第19号	鳳珠郡穴水町 字乙ヶ崎地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分08秒1、東経136度54分35秒3の点 イ 北緯37度13分10秒2、東経136度54分31秒7の点 ウ 北緯37度13分13秒1、東経136度54分43秒9の点 エ 北緯37度13分05秒8、東経136度55分05秒9の点 オ 北緯37度12分51秒8、東経136度55分22秒8の点 (通称：イナヘズミ鼻)	第1種 かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦、字内浦、字乙ヶ崎及び字新崎	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第20号	鳳珠郡穴水町 字志ヶ浦地先	次のアの点とイの点を結んだ 線と最大高潮時海岸線により 囲まれた区域 ア 北緯37度12分00秒8、東経 136度54分55秒1の点 イ 北緯37度11分39秒7、東経 136度54分45秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町志ヶ浦	なし
区第21号	鳳珠郡穴水町 字志ヶ浦地先	次のアからエまでの各点を順 次結んだ線及びエの点とアの 点とを結んだ線により囲まれ た区域 ア 北緯37度11分55秒4、東経 136度54分44秒8の点 イ 北緯37度11分56秒6、東経 136度54分47秒0の点 ウ 北緯37度11分54秒4、東経 136度54分51秒6の点 エ 北緯37度11分52秒5、東経 136度54分49秒7の点	第1種	とりがい垂下式養殖 業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体漁業権	鳳珠郡穴水町字志ヶ浦及び字 新崎	なし
区第22号	七尾市中島町 外地先	次のアからエまでの各点を順 次結んだ線及びエの点とアの 点とを結んだ線により囲まれ た区域 ア 北緯37度09分04秒0、東経 136度52分49秒8の点 イ 北緯37度09分00秒8、東経 136度52分53秒9の点 ウ 北緯37度09分12秒2、東経 136度53分07秒2の点 エ 北緯37度09分15秒2、東経 136度53分00秒6の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町外及び小牧	なし
区第23号	七尾市中島町 外地先	次のアからエまでの各点を順 次結んだ線及びエの点とアの 点とを結んだ線により囲まれ た区域 ア 北緯37度08分50秒4、東経 136度52分39秒6の点 イ 北緯37度08分50秒9、東経 136度52分43秒6の点 ウ 北緯37度08分49秒3、東経 136度52分43秒5の点 エ 北緯37度08分48秒8、東経 136度52分39秒4の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令 和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町外及び小牧	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第24号	七尾市中島町 小牧地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分39秒9、東経136度52分26秒6の点 イ 北緯37度08分42秒9、東経136度52分25秒1の点 ウ 北緯37度08分44秒8、東経136度52分31秒1の点 エ 北緯37度08分41秒8、東経136度52分32秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町小牧及び深浦	なし
区第25号	七尾市中島町 深浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分28秒2、東経136度52分35秒0の点 イ 北緯37度08分23秒3、東経136度52分42秒4の点 ウ 北緯37度08分42秒9、東経136度53分05秒3の点 エ 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町小牧及び深浦	なし
区第26号	七尾市中島町 深浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分48秒5、東経136度53分00秒3の点 イ 北緯37度08分48秒2、東経136度53分00秒6の点 ウ 北緯37度08分43秒1、東経136度52分54秒2の点 エ 北緯37度08分43秒5、東経136度52分54秒0の点	第1種	とりがい垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町小牧及び深浦	なし
区第27号	七尾市中島町 深浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分15秒3、東経136度52分50秒9の点 イ 北緯37度08分15秒3、東経136度52分49秒0の点 ウ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分49秒0の点 エ 北緯37度08分20秒2、東経136度52分51秒2の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町深浦	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第28号	七尾市中島町 深浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分28秒0、東経136度53分03秒5の点 イ 北緯37度08分26秒2、東経136度53分02秒7の点 ウ 北緯37度08分27秒2、東経136度52分52秒6の点 エ 北緯37度08分32秒6、東経136度52分57秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町小牧及び深浦	なし
区第29号	七尾市中島町 深浦地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分23秒5、東経136度53分06秒2の点 イ 北緯37度08分25秒0、東経136度53分07秒6の点 ウ 北緯37度08分23秒8、東経136度53分09秒6の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町深浦	なし
区第30号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分32秒6、東経136度53分33秒2の点 イ 北緯37度08分18秒7、東経136度53分56秒4の点 ウ 北緯37度08分27秒4、東経136度53分55秒7の点 エ 北緯37度08分41秒6、東経136度53分30秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町長浦及び深浦	なし
区第31号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分17秒0、東経136度53分46秒4の点 イ 北緯37度08分17秒0、東経136度53分48秒6の点 ウ 北緯37度08分13秒7、東経136度53分48秒6の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町長浦及び深浦	なし
区第32号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分51秒4、東経136度53分53秒3の点 イ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分53秒3の点 ウ 北緯37度07分48秒3、東経136度53分50秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町長浦及び深浦	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第33号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分37秒0、東経136度53分55秒2の点 イ 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点 ウ 北緯37度07分12秒6、東経136度53分56秒6の点 エ 北緯37度07分33秒8、東経136度54分04秒8の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町長浦及び瀬嵐	なし
区第34号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分27秒0、東経136度53分43秒1の点 イ 北緯37度07分27秒0、東経136度53分45秒5の点 ウ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分45秒6の点 エ 北緯37度07分24秒7、東経136度53分42秒4の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町長浦及び深浦	なし
区第35号	七尾市中島町 長浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分02秒8、東経136度53分54秒2の点 イ 北緯37度07分03秒2、東経136度53分50秒4の点 ウ 北緯37度07分13秒0、東経136度53分52秒5の点 エ 北緯37度07分12秒0、東経136度53分56秒6の点	第1種	とりがい垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐	なし
区第36号	七尾市中島町 瀬嵐地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分15秒4、東経136度53分39秒5の点 イ 北緯37度07分14秒6、東経136度53分42秒1の点 ウ 北緯37度07分11秒9、東経136度53分40秒8の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第37号	七尾市中島町 瀬嵐地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカとの点とアの点を結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分15秒2、東経136度53分47秒9の点 イ 北緯37度07分13秒8、東経136度53分52秒6の点 ウ 北緯37度06分49秒8、東経136度53分47秒6の点 エ 北緯37度06分35秒0、東経136度53分46秒7の点 オ 北緯37度06分34秒3、東経136度53分42秒4の点 カ 北緯37度06分54秒6、東経136度53分42秒3の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐	なし
区第38号	七尾市中島町 瀬嵐地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分07秒8、東経136度53分36秒7の点 イ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分36秒7の点 ウ 北緯37度07分03秒5、東経136度53分34秒4の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐	なし
区第39号	七尾市中島町 瀬嵐地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点を結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分46秒4、東経136度52分24秒2の点 イ 北緯37度06分44秒6、東経136度52分28秒6の点 ウ 北緯37度06分42秒1、東経136度52分27秒2の点 エ 北緯37度06分44秒0、東経136度52分22秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第40号	七尾市中島町 瀬嵐地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカとの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分26秒0の点 イ 北緯37度06分26秒8、東経136度52分35秒9の点 ウ 北緯37度06分20秒5、東経136度52分25秒7の点 エ 北緯37度06分25秒4、東経136度52分14秒9の点 オ 北緯37度06分30秒3、東経136度52分11秒4の点 カ 北緯37度06分35秒0、東経136度52分14秒7の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町瀬嵐、中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田	なし
区第41号	七尾市中島町 中島地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分40秒7、東経136度52分13秒0の点 イ 北緯37度06分36秒9、東経136度52分13秒9の点 ウ 北緯37度06分34秒2、東経136度52分11秒3の点 エ 北緯37度06分32秒7、東経136度52分08秒8の点 オ 北緯37度06分40秒3、東経136度52分08秒3の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町中島	なし
区第42号	七尾市中島町 中島地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分29秒2、東経136度52分05秒1の点 イ 北緯37度06分30秒2、東経136度52分09秒2の点 ウ 北緯37度06分26秒6、東経136度52分10秒5の点 エ 北緯37度06分25秒6、東経136度52分06秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町中島、中島町浜田及び中島町奥吉田	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第43号	七尾市中島町 筆染地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分20秒9、東経136度52分13秒2の点 イ 北緯37度06分18秒1、東経136度52分21秒8の点 ウ 北緯37度06分14秒5、東経136度52分16秒0の点 エ 北緯37度06分15秒8、東経136度52分12秒8の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町筆染及び中島町笠師	なし
区第44号	七尾市中島町 笠師地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分53秒8、東経136度52分03秒1の点 イ 北緯37度05分53秒8、東経136度52分05秒1の点 ウ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分05秒1の点 エ 北緯37度05分44秒8、東経136度52分03秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町笠師	なし
区第45号	七尾市中島町 塩津地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分30秒8、東経136度52分13秒1の点 イ 北緯37度05分30秒8、東経136度52分16秒1の点 ウ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分16秒1の点 エ 北緯37度05分24秒8、東経136度52分13秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町塩津	なし
区第46号	七尾市中島町 塩津地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分00秒8、東経136度52分03秒6の点 イ 北緯37度04分59秒4、東経136度52分09秒2の点 ウ 北緯37度04分48秒8、東経136度52分05秒5の点 エ 北緯37度04分50秒1、東経136度52分00秒0の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町塩津	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第47号	七尾市中島町 塩津地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分01秒8、東経136度51分50秒2の点 イ 北緯37度05分00秒6、東経136度51分51秒5の点 ウ 北緯37度04分57秒0、東経136度51分46秒3の点 エ 北緯37度04分58秒3、東経136度51分44秒9の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町塩津	なし
区第48号	七尾市白浜町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度04分41秒8、東経136度52分02秒1の点 イ 北緯37度04分41秒8、東経136度52分09秒1の点 ウ 北緯37度04分39秒8、東経136度52分09秒1の点 エ 北緯37度04分39秒3、東経136度52分02秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市塩津、白浜町及び大津町	なし
区第49号	七尾市中島町、田鶴浜町 及び奥原町地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度04分60秒0、東経136度54分13秒2の点 イ 北緯37度06分07秒4、東経136度53分31秒0の点 ウ 北緯37度06分34秒9、東経136度52分48秒9の点 エ 北緯37度06分07秒9、東経136度52分05秒3の点 オ 北緯37度05分17秒6、東経136度52分24秒2の点 カ 北緯37度04分22秒5、東経136度52分07秒5の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市中島町、大津町、白浜町、田鶴浜町、川尻町、舟尾町及び奥原町	なし
区第50号	七尾市和倉町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分42秒6、東経136度53分46秒6の点 イ 北緯37度05分45秒8、東経136度53分57秒4の点 ウ 北緯37度05分20秒1、東経136度54分11秒7の点 エ 北緯37度05分15秒1、東経136度54分03秒8の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市奥原町、和倉町及び石崎町	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第51号	七尾市能登島 須曾町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分53秒5、東経136度57分17秒7の点 イ 北緯37度05分50秒0、東経136度57分26秒4の点 ウ 北緯37度05分36秒5、東経136度57分17秒9の点 エ 北緯37度05分40秒2、東経136度57分09秒1の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし
区第52号	七尾市能登島 通町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分30秒1、東経136度54分02秒5の点 イ 北緯37度08分32秒9、東経136度54分10秒0の点 ウ 北緯37度08分40秒1、東経136度54分10秒6の点 エ 北緯37度08分49秒9、東経136度54分04秒3の点 オ 北緯37度08分49秒1、東経136度53分59秒8の点	第1種	とりがい垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町	なし
区第53号	七尾市能登島 通町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分50秒3、東経136度53分59秒6の点 イ 北緯37度08分51秒1、東経136度54分04秒4の点 ウ 北緯37度08分59秒2、東経136度54分05秒5の点 エ 北緯37度08分54秒8、東経136度53分59秒0の点	第1種	とりがい垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体漁業権	七尾市能登島通町、能登島田尻町及び能登島久木町	なし
区第54号	七尾市能登島 閼町地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分00秒9、東経136度55分52秒1の点 イ 北緯37度08分05秒7、東経136度55分49秒7の点 ウ 北緯37度08分07秒0、東経136度55分52秒9の点	第1種	かき垂下式養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	条件
区第55号	七尾市大泊町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度58分37秒8、東経137度03分42秒4の点 イ 北緯36度58分44秒1、東経137度03分42秒9の点 ウ 北緯36度58分44秒2、東経137度03分37秒0の点 エ 北緯36度58分37秒8、東経137度03分35秒9の点	第1種	わかめ養殖業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし
区第56号	七尾市大泊町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度57分44秒6、東経137度03分38秒1の点 イ 北緯36度57分44秒6、東経137度03分44秒6の点 ウ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分44秒6の点 エ 北緯36度57分38秒7、東経137度03分38秒1の点	第1種	わかめ養殖業	10/1～5/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別漁業権	—	なし

③定置漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第1号	加賀市黒崎町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度21分00秒9、東経136度16分07秒0の点 イ 北緯36度21分17秒7、東経136度16分20秒0の点 ウ 北緯36度20分52秒8、東経136度16分41秒8の点 エ 北緯36度20分46秒3、東経136度16分36秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	3/1～11/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第2号	加賀市塩浜町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度23分05秒1、東経136度18分54秒1の点 イ 北緯36度23分25秒8、東経136度18分41秒4の点 ウ 北緯36度23分35秒2、東経136度19分02秒7の点 エ 北緯36度23分13秒9、東経136度19分13秒0の点	定置漁業	雑魚定置漁業	3/1～11/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第3号	羽咋市滝町地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度55分30秒7、東経136度42分32秒3の点 イ 北緯36度55分37秒3、東経136度42分30秒3の点 ウ 北緯36度55分39秒4、東経136度42分41秒3の点 エ 北緯36度55分50秒1、東経136度42分42秒1の点 オ 北緯36度55分49秒4、東経136度43分04秒2の点 カ 北緯36度55分34秒2、東経136度43分09秒1の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第4号	羽咋郡志賀町 西海風無地先	次のアからウまでの各点を順次結んだ線及びウの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点 イ 北緯37度07分19秒8、東経136度41分01秒8の点 ウ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第5号	羽咋郡志賀町 西海風無地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点 イ 北緯37度07分05秒5、東経136度40分23秒8の点 ウ 北緯37度07分25秒3、東経136度40分09秒3の点 エ 北緯37度07分35秒7、東経136度40分36秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第6号	羽咋郡志賀町 西海風無地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒2、東経136度41分12秒6の点 イ 北緯37度07分27秒8、東経136度40分49秒0の点 ウ 北緯37度07分38秒9、東経136度40分31秒3の点 エ 北緯37度08分00秒8、東経136度41分06秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第7号	輪島市門前町 鹿磯地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 イ 北緯37度17分38秒8、東経136度41分56秒1の点 ウ 北緯37度18分02秒0、東経136度42分03秒6の点 エ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点	定置漁業	たい定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第8号	輪島市門前町 鹿磯地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分34秒2、東経136度43分15秒5の点 イ 北緯37度17分37秒2、東経136度42分32秒0の点 ウ 北緯37度18分02秒3、東経136度42分36秒7の点 エ 北緯37度17分42秒3、東経136度43分14秒3の点	定置漁業	たい定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第9号	輪島市大沢町 地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度23分03秒1、東経136度48分28秒5の点 イ 北緯37度23分36秒5、東経136度48分09秒6の点 ウ 北緯37度23分43秒0、東経136度48分32秒3の点 エ 北緯37度23分09秒0、東経136度48分37秒5の点	定置漁業	たい定置漁業	3/1～11/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第10号	輪島市深見町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度24分43秒6、東経136度56分44秒9の点 イ 北緯37度25分43秒4、東経136度56分35秒1の点 ウ 北緯37度25分49秒0、東経136度57分02秒6の点 エ 北緯37度24分53秒6、東経136度57分10秒1の点	定置漁業	たい定置漁業	3/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第11号	輪島市町野町曾々木地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度28分01秒9、東経137度04分46秒4の点 イ 北緯37度28分47秒3、東経137度03分57秒8の点 ウ 北緯37度28分43秒4、東経137度04分39秒7の点 エ 北緯37度28分08秒7、東経137度04分56秒0の点	定置漁業	雑魚定置漁業	3/1～11/30	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第12号	珠洲市三崎町小泊地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度26分45秒0、東経137度21分44秒4の点 イ 北緯37度26分20秒4、東経137度22分12秒6の点 ウ 北緯37度26分05秒4、東経137度21分39秒0の点 エ 北緯37度26分39秒0、東経137度21分22秒8の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第13号	珠洲市蛸島町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度25分56秒1、東経137度19分42秒5の点 イ 北緯37度25分28秒6、東経137度20分39秒8の点 ウ 北緯37度25分13秒2、東経137度20分09秒6の点 エ 北緯37度25分45秒0、東経137度19分16秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第14号	珠洲市正院町正院地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度25分21秒3、東経137度18分00秒0の点 イ 北緯37度24分59秒4、東経137度18分48秒9の点 ウ 北緯37度24分45秒3、東経137度18分32秒5の点 エ 北緯37度24分34秒0、東経137度18分41秒8の点 オ 北緯37度24分30秒2、東経137度18分37秒1の点 カ 北緯37度25分10秒3、東経137度17分45秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第15号	珠洲市宝立町鵜飼地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度23分19秒2、東経137度16分34秒8の点 イ 北緯37度23分21秒6、東経137度17分13秒8の点 ウ 北緯37度23分03秒6、東経137度17分10秒2の点 エ 北緯37度23分12秒0、東経137度16分36秒0の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第16号	鳳珠郡能登町 字小浦地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分38秒7、東経137度11分38秒3の点 イ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分39秒3の点 ウ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点 エ 北緯37度17分38秒9、東経137度11分30秒5の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第17号	鳳珠郡能登町 字小浦地先	次のアからクまでの各点を順次結んだ線及びクの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分47秒2、東経137度11分25秒9の点 イ 北緯37度17分25秒7、東経137度11分29秒2の点 ウ 北緯37度17分25秒6、東経137度11分35秒8の点 エ 北緯37度17分16秒5、東経137度11分40秒4の点 オ 北緯37度17分15秒6、東経137度11分25秒8の点 カ 北緯37度16分33秒5、東経137度11分22秒4の点 キ 北緯37度16分33秒2、東経137度11分14秒6の点 ク 北緯37度17分47秒3、東経137度11分07秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第18号	鳳珠郡能登町 字羽根地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分43秒3、東経137度10分42秒7の点 イ 北緯37度17分27秒2、東経137度10分50秒5の点 ウ 北緯37度17分26秒4、東経137度10分35秒3の点 エ 北緯37度17分43秒8、東経137度10分35秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第19号	鳳珠郡能登町 字宇出津地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分42秒2、東経137度09分53秒5の点 イ 北緯37度17分12秒8、東経137度10分23秒5の点 ウ 北緯37度17分03秒0、東経137度10分07秒7の点 エ 北緯37度16分12秒7、東経137度10分19秒4の点 オ 北緯37度16分11秒1、東経137度10分12秒6の点 カ 北緯37度17分02秒7、東経137度09分56秒4の点 キ 北緯37度17分40秒5、東経137度09分35秒1の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第20号	鳳珠郡能登町 字藤波地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度17分30秒1、東経137度08分33秒2の点 イ 北緯37度16分55秒2、東経137度09分18秒2の点 ウ 北緯37度16分48秒3、東経137度09分03秒7の点 エ 北緯37度16分16秒2、東経137度09分09秒6の点 オ 北緯37度16分15秒4、東経137度09分05秒4の点 カ 北緯37度16分48秒0、東経137度08分54秒7の点 キ 北緯37度17分24秒1、東経137度08分24秒6の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第21号	鳳珠郡能登町 字波並地先	次のアからカまでの各点を順次結んだ線及びカの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度16分59秒9、東経137度07分38秒9の点 イ 北緯37度16分35秒1、東経137度08分19秒4の点 ウ 北緯37度16分26秒1、東経137度08分06秒9の点 エ 北緯37度16分08秒9、東経137度08分15秒2の点 オ 北緯37度16分06秒9、東経137度08分11秒9の点 カ 北緯37度16分54秒7、東経137度07分22秒2の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第22号	鳳珠郡能登町 字七見地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度15分52秒1、東経137度06分45秒5の点 イ 北緯37度15分31秒7、東経137度07分34秒4の点 ウ 北緯37度15分14秒2、東経137度07分25秒9の点 エ 北緯37度15分44秒4、東経137度06分32秒1の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第23号	鳳珠郡能登町 字七見地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度15分24秒5、東経137度06分03秒9の点 イ 北緯37度15分22秒8、東経137度06分48秒7の点 ウ 北緯37度15分07秒0、東経137度06分40秒9の点 エ 北緯37度15分20秒2、東経137度06分02秒6の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第24号	鳳珠郡能登町 字鶴川地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分21秒3、東経137度06分18秒4の点 イ 北緯37度14分17秒5、東経137度07分06秒8の点 ウ 北緯37度13分56秒1、東経137度06分55秒8の点 エ 北緯37度14分09秒2、東経137度06分10秒1の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第25号	鳳珠郡能登町 字鶴川地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分27秒6、東経137度06分02秒1の点 イ 北緯37度14分24秒4、東経137度06分15秒2の点 ウ 北緯37度14分18秒4、東経137度06分10秒1の点 エ 北緯37度14分25秒3、東経137度06分00秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第26号	鳳珠郡能登町 字鶴川地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分32秒4、東経137度05分53秒1の点 イ 北緯37度14分30秒6、東経137度06分04秒3の点 ウ 北緯37度14分24秒1、東経137度05分59秒3の点 エ 北緯37度14分30秒5、東経137度05分52秒0の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第27号	鳳珠郡能登町 字鶴川地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度14分35秒1、東経137度05分39秒6の点 イ 北緯37度14分33秒0、東経137度05分52秒2の点 ウ 北緯37度14分25秒6、東経137度05分47秒4の点 エ 北緯37度14分33秒2、東経137度05分38秒1の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第28号	鳳珠郡穴水町 字古君地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分41秒3、東経137度05分09秒7の点 イ 北緯37度13分38秒9、東経137度05分22秒9の点 ウ 北緯37度13分32秒2、東経137度05分18秒1の点 エ 北緯37度13分38秒6、東経137度05分07秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第29号	鳳珠郡穴水町 字前波地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度13分00秒6、東経137度04分45秒2の点 イ 北緯37度12分45秒4、東経137度05分32秒8の点 ウ 北緯37度12分24秒3、東経137度05分22秒0の点 エ 北緯37度12分43秒4、東経137度04分34秒1の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第30号	鳳珠郡穴水町 字沖波地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度12分11秒3、東経137度03分42秒9の点 イ 北緯37度11分53秒5、東経137度03分56秒8の点 ウ 北緯37度11分48秒3、東経137度03分40秒9の点 エ 北緯37度12分09秒3、東経137度03分36秒6の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第31号	鳳珠郡穴水町 字甲地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度11分36秒4、東経137度02分55秒4の点 イ 北緯37度11分33秒0、東経137度03分13秒6の点 ウ 北緯37度11分30秒5、東経137度03分13秒7の点 エ 北緯37度11分24秒1、東経137度02分57秒6の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第32号	鳳珠郡穴水町 字甲地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度11分24秒9、東経137度02分09秒7の点 イ 北緯37度11分04秒3、東経137度02分29秒6の点 ウ 北緯37度10分59秒6、東経137度02分08秒0の点 エ 北緯37度11分21秒9、東経137度01分59秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第33号	鳳珠郡穴水町 字沖波地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度11分05秒9、東経137度04分18秒2の点 イ 北緯37度11分15秒5、東経137度04分37秒5の点 ウ 北緯37度11分04秒1、東経137度04分41秒1の点 エ 北緯37度11分03秒2、東経137度04分18秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第34号	鳳珠郡穴水町 字沖波地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度10分52秒6、東経137度04分29秒9の点 イ 北緯37度10分54秒6、東経137度04分58秒7の点 ウ 北緯37度10分40秒5、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度10分47秒5、東経137度04分28秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第35号	七尾市能登島 八ヶ崎町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度10分36秒1、東経137度04分27秒2の点 イ 北緯37度10分34秒1、東経137度04分46秒3の点 ウ 北緯37度10分24秒4、東経137度04分42秒6の点 エ 北緯37度10分33秒1、東経137度04分25秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第36号	七尾市能登島 祖母ヶ浦町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度10分31秒9、東経137度03分17秒1の点 イ 北緯37度10分49秒4、東経137度03分26秒3の点 ウ 北緯37度10分40秒0、東経137度03分37秒9の点 エ 北緯37度10分25秒3、東経137度03分21秒1の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第37号	七尾市能登島 八ヶ崎町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度09分56秒8、東経137度03分22秒9の点 イ 北緯37度10分10秒0、東経137度03分51秒4の点 ウ 北緯37度09分57秒4、東経137度03分56秒2の点 エ 北緯37度09分50秒1、東経137度03分26秒2の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第38号	七尾市能登島 鰯目町地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度09分53秒9、東経137度04分24秒4の点 イ 北緯37度10分07秒8、東経137度05分00秒7の点 ウ 北緯37度09分45秒8、東経137度05分04秒8の点 エ 北緯37度09分24秒9、東経137度05分59秒7の点 オ 北緯37度09分18秒6、東経137度05分56秒1の点 カ 北緯37度09分42秒6、東経137度04分53秒1の点 キ 北緯37度09分39秒6、東経137度04分30秒6の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第39号	七尾市能登島 鰯目町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度09分37秒4、東経137度03分44秒1の点 イ 北緯37度09分50秒7、東経137度04分25秒8の点 ウ 北緯37度09分31秒1、東経137度04分34秒3の点 エ 北緯37度09分27秒7、東経137度03分58秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第40号	七尾市能登島 鰻目町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度09分22秒8、東経137度03分37秒8の点 イ 北緯37度09分29秒0、東経137度03分50秒4の点 ウ 北緯37度09分17秒5、東経137度03分56秒1の点 エ 北緯37度09分10秒7、東経137度03分41秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第41号	七尾市能登島 野崎町地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度08分11秒0、東経137度04分14秒5の点 イ 北緯37度08分11秒7、東経137度04分50秒2の点 ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分51秒5の点 エ 北緯37度07分45秒4、東経137度05分20秒5の点 オ 北緯37度07分39秒7、東経137度05分20秒0の点 カ 北緯37度07分47秒6、東経137度04分49秒7の点 キ 北緯37度07分49秒9、東経137度04分11秒0の点	定置漁業	ぶり・さば定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第42号	七尾市能登島 野崎町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分57秒5、東経137度03分48秒0の点 イ 北緯37度08分06秒0、東経137度04分08秒3の点 ウ 北緯37度07分53秒3、東経137度04分10秒8の点 エ 北緯37度07分49秒6、東経137度03分50秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第43号	七尾市能登島野崎町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度07分18秒4、東経137度03分26秒3の点 イ 北緯37度07分18秒7、東経137度03分55秒2の点 ウ 北緯37度07分09秒7、東経137度03分50秒0の点 エ 北緯37度07分12秒3、東経137度03分22秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第44号	七尾市鵜浦町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分31秒1、東経137度04分20秒2の点 イ 北緯37度06分37秒6、東経137度04分37秒8の点 ウ 北緯37度06分29秒0、東経137度04分41秒7の点 エ 北緯37度06分27秒3、東経137度04分21秒8の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第45号	七尾市鵜浦町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度06分12秒9、東経137度04分42秒0の点 イ 北緯37度06分18秒0、東経137度04分55秒2の点 ウ 北緯37度06分08秒4、東経137度04分57秒3の点 エ 北緯37度06分08秒7、東経137度04分43秒1の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	新規漁業権

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第46号	七尾市鵜浦町地先	次のアからキまでの各点を順次結んだ線及びキの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度05分32秒0、東経137度04分31秒5の点 イ 北緯37度05分40秒5、東経137度05分05秒7の点 ウ 北緯37度05分21秒5、東経137度05分02秒4の点 エ 北緯37度05分16秒7、東経137度05分08秒3の点 オ 北緯37度05分15秒2、東経137度05分06秒7の点 カ 北緯37度05分21秒1、東経137度04分52秒0の点 キ 北緯37度05分20秒1、東経137度04分29秒7の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第47号	七尾市江泊町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 イ 北緯37度02分43秒8、東経137度05分34秒5の点 ウ 北緯37度02分32秒0、東経137度05分25秒7の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第48号	七尾市江泊町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 イ 北緯37度03分45秒4、東経137度04分27秒3の点 ウ 北緯37度03分26秒4、東経137度04分49秒0の点 エ 北緯37度02分43秒7、東経137度04分40秒9の点 オ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第49号	七尾市江泊町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分37秒2、東経137度03分37秒2の点 イ 北緯37度03分44秒1、東経137度04分12秒4の点 ウ 北緯37度02分54秒2、東経137度04分02秒5の点 エ 北緯37度03分02秒7、東経137度03分30秒8の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第50号	七尾市庵町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度03分28秒1、東経137度03分09秒0の点 イ 北緯37度03分33秒1、東経137度03分36秒4の点 ウ 北緯37度03分17秒6、東経137度03分33秒6の点 エ 北緯37度03分17秒5、東経137度03分07秒4の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第51号	七尾市佐々波町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 イ 北緯37度00分13秒2、東経137度05分36秒7の点 ウ 北緯37度00分02秒3、東経137度05分31秒9の点 エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第52号	七尾市佐々波町地先	次のアからオまでの各点を順次結んだ線及びオの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点 イ 北緯37度01分00秒8、東経137度04分42秒1の点 ウ 北緯37度00分40秒8、東経137度05分05秒0の点 エ 北緯37度00分08秒3、東経137度04分51秒9の点 オ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし
定第53号	七尾市佐々波町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯37度00分49秒7、東経137度03分32秒4の点 イ 北緯37度01分03秒3、東経137度04分20秒9の点 ウ 北緯37度00分17秒0、東経137度04分12秒5の点 エ 北緯37度00分25秒4、東経137度03分34秒8の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし

免許番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類及び名称		漁業時期	存続期間	条件
定第54号	七尾市東浜町地先	次のアからエまでの各点を順次結んだ線及びエの点とアの点とを結んだ線により囲まれた区域 ア 北緯36度58分50秒7、東経137度03分32秒0の点 イ 北緯36度59分03秒2、東経137度04分12秒2の点 ウ 北緯36度58分44秒8、東経137度04分09秒0の点 エ 北緯36度58分43秒1、東経137度03分32秒3の点	定置漁業	雑魚定置漁業	1/1～12/31	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	なし